

不利益処分の内容	損害賠償を受けたときの助成金の返還命令		
根拠法令及び条項	鳥取市特別医療費助成条例第 11 条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>1 医療受給者が第三者の行為により疾病又は負傷を被った場合で、損害賠償金が支払われたときには、既に支給した医療費の助成金から損害賠償金相当分の返還をしなければならない。ただし、医療費助成金より損害賠償金の額の方が多い場合は、医療費助成金の全額を返還しなければならない。</p> <p>2 損害賠償金の支払を伴う疾病又は負傷の医療費助成については、医療費から損害賠償金を差し引いた医療費助成金を支給する。ただし、医療費助成金より損害賠償金の額の方が多い場合は、医療費助成金は支給しない。</p>		

不利益処分の内容	不正行為に係る助成金の返還命令		
根拠法令及び条項	鳥取市特別医療費助成条例第 12 条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>医療費助成金が虚偽の申請により支給されたことが判明し、この事実を確認したときにその虚偽の事実の範囲においてその全部又は一部返還命令を行う。</p>		

福祉 5 - 3

不利益処分の内容	敬老年金の返還命令		
根拠法令及び条項	鳥取市敬老年金支給条例第7条		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
設定日	平成8年4月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>偽りその他不正の行為によって敬老年金の支給を受けたことが判明し、その事実を確認したとき。</p>			

福祉 5 - 4

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第25条		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
設定日	平成8年4月1日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第25条の規定により、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、10万円以下の過料を科することができることとされている。</p> <p>ここで、「法第9条第1項及び第5項の規定による届出」とは、同法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条の2、第5条の4、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条及び第13条に規定された届出であり、これに該当するに至った日の翌日から起算して14日以内に届け出る義務がある。</p> <p>過料の賦課については、個々のケースごとに、この届出義務を知らずながら届出を怠った場合及び当該事項について虚偽の届出を行った場合にその事実が判明し、確認したときに、その経緯、故意又は悪意の程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。</p> <p style="text-align: right;"> 変更日 平成12年4月1日 変更日 平成26年4月1日 変更日 令和7年9月26日 </p>			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 26 条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 26 条の規定により、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して市の担当職員の質問に対して答弁を拒否し、又は虚偽の答弁を行ったときに、10 万円以下の過料を科することができることとされている。ここで、「文書その他の物件」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格を証明した文書 2 医療機関等が発行した文書及び物件 3 保険料に関する滞納処分のため当該滞納者に関する文書及び物件 4 その他資格、給付、保険料に関する文書及び物件 <p>過料の賦課については、個々のケースごとに、その経緯、故意又は悪意の程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">変更年月日 平成 12 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 27 条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>虚偽の申請により保険料、一部負担金、過料等の徴収を免れた場合及び不正の手段により当該徴収金の徴収を免れた場合に、その事実が判明したときは、その事実の程度に応じて免れた徴収金の 5 倍以下の過料を科する。</p>			

福祉 5 - 7

不利益処分の内容	貸付金の期限前償還の請求		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険高額療養費貸付規則第9条		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
設定日	平成8年4月1日		
<p>処分基準</p> <p>貸付期間は、規則第5条により高額療養費支給の日までであるが、次の場合に該当する事実が判明し、確認したときは貸付期限前に貸付金の全部又は一部を償還させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 借受人が貸付金を詐取する目的で虚偽の貸付申請又は報告を行った場合 2 借受人が貸付金を流用して高額療養費以外の支払に充てた場合 3 1、2以外に貸付金を利用するうえで、不相当と認める事実を発見した場合 			

福祉 5 - 8

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第7条第2項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
設定日	平成16年11月1日		
<p>処分基準</p> <p>診療所における行為の中止命令等は、条例第7条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第7条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第7条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第7条第1項第5号に掲げる行為にあつては、診療所の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			

不利益処分の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市後期高齢者医療に関する条例第6条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 20 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>2,000 円以上の保険料を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に本条項等に規定する割合をもって日割計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 3 年 4 月 1 日</p>			

福祉 5 - 1 0

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市後期高齢者医療に関する条例第7条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 20 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第7条の規定により、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに高齢者の医療の確保に関する法律第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は被保険者の保険料に関して市の担当職員の質問に対して答弁を拒否し、又は虚偽の答弁を行ったときに、10万円以下の過料を科することができることとされている。ここで、「文書その他の物件」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険料に関する滞納処分のために必要とする当該滞納者に関する文書及び物件 2 その他保険料に関する文書及び物件 <p>過料の賦課については、個々のケースごとに、その経緯、故意又は悪意の程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。</p>			

福祉 5 - 1 1

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市後期高齢者医療に関する条例第 8 条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 20 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>虚偽の申請により保険料、過料等の徴収を免れた場合及び不正の手段により当該徴収金の徴収を免れた場合に、その事実が判明したときは、その事実の程度に応じて、免れた徴収金の 5 倍以下の過料を科する。</p>			